

Soracom Cloud MFAサービス利用規約

第1章 総則

第1.1条 利用規約の適用

株式会社ソラコム(以下、「当社」といいます。)は、本サービスに関する本利用規約及びこれに関連する個別規約(以下、総称して「本規約」といいます。)を定め、本規約に従って締結される本サービス契約(以下、「本契約」といいます。)に基づき、本サービスを提供します。

第1.2条 利用規約の変更

当社は、本規約を変更することがあります。かかる変更を実施する場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲示又は当社が別途定める方法で契約者に対して変更内容を告知するものとします。当該告知が行なわれた後に契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は、かかる変更に同意したものとみなし、当社は、変更後の約款に規定される提供条件を適用します。

第1.3条 用語の定義

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語 | 用語の意味 |
|----------------------------|--|
| 本サービス | 本規約に基づき当社が契約者に提供する、多要素認証サービスである“Soracom Cloud MFA”。Soracom Cloud MFAの詳細は、当社のウェブサイトの記載に従います。 |
| Soracom Cloud SMS Delivery | Soracom Cloud SMS Delivery利用規約に基づき当社が提供する、APIを利用したSMSサービスである“Soracom Cloud SMS Delivery”。Soracom Cloud SMS Deliveryの詳細は、当社のウェブサイトの記載に従います。 |
| 基幹サービス | 当社が本サービスを契約者に提供するのに必要なサービス |
| 通信キャリア | 基幹サービスを当社に対して提供する電気通信事業者 |
| 提供元 | 基幹サービスを当社に対して提供する通信キャリア、クラウド提供事業者、及びインターネット等の各種サービスの提供を行う第三者 |
| 電気通信設備 | 電気通信を行うための機械、器具、伝送路その他の電气的設備 |
| 電気通信回線 | 送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備 |
| 法令等 | 「法令等」とは、国内外の法律、政令、規則、命令、条例、通達、書面による行政指導、ガイドラインその他の司法・行政機関等により定められた規制をいいます。 |
| API | アプリケーション・プログラミング・インターフェース |

第2章 サービス

第2.1条 サービスの種類

本サービスには、次の種類があります。

| 種類 | 内容 |
|-----------|--|
| SMS認証サービス | Soracom Cloud SMS DeliveryとAPIを利用したユーザー認証サービスです。SMS認証サービスの詳細は、当社のウェブサイトの記載に従います。 |

第2.2条 SMS認証サービス

1. SMS認証サービスを利用するには、お客様が当社のSoracom Cloud SMS Deliveryを利用していることが必要です。SMS認証サービスの利用開始時にSoracom Cloud SMS Deliveryを利用していても、解約、解除等の理由のいかんを問わずSoracom Cloud SMS Delivery利用契約が終了した場合には、SMS認証サービスを利用いただくことはできません。また、Soracom Cloud SMS Deliveryの利用が何らかの理由で中断、停止、制限等される場合には、SMS認証サービスの利用もそれに伴って中断、停止、制限等されます。Soracom Cloud SMS Deliveryの利用条件については、当社ウェブサイトに掲示する「Soracom Cloud SMS Delivery利用規約」に従います。
2. SMS認証サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。ただし、個別規約において別段の定めが規定されている場合にはこの限りではありません。また、その提供区域内であっても電波の伝わりにくいところでは、SMS認証サービスを利用することができない場合があります。
3. SMS認証サービスの利用にあたっては、ソラコムが別途定めるガイドラインに従うものとします。

第2.3条 再委託

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者(提供元を含みますが、これに限られません。以下、「再委託先」といいます。)に再委託することができます。

第3章 本契約の締結

第3.1条 申込の方法

本サービスの利用申込者(以下、「申込者」といいます。)は、本規約を承認した上で、当社所定の手続に従って申込(以下、「申込」といいます。)を行うものとします。

第3.2条 申込の承諾

1. 当社は、申込者に対して、申込者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。
2. 当社は、次に掲げる事由に該当すると判断する場合を除き、当該申込を承諾します。
 - (1) 申込者が本規約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき(禁止行為を行うおそれがあるときを含む)
 - (2) 申込者に対する本サービスの提供により、当社又は他の契約者の信用又は利益を損なうおそれがあるとき
 - (3) 申込者に対する本サービスの提供により、当社若しくは第三者の知的財産権、所有権その他の権利を害するおそれがあるとき。
 - (4) 申込者に当社との信頼関係を著しく損なう行為があったとき又は申込者若しくはその役員等が反社会的勢力に該当するとき。
 - (5) 当社が申込者との契約を解除したことがあるとき。
 - (6) 申込者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき。
 - (7) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき。
 - (8) 申込者が本サービスを適切に利用する意思が無いとき。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

第3.3条 契約の効力発生

本契約は、申込を当社が第3.2条(申込の承諾)に基づき承諾した日に申込者と当社の間で効力を生じるものとします(以下、効力が発生した日を「効力発生日」、効力発生日以降の申込者を契約者と称するものとします。)

第3.4条 契約者識別番号

1. 当社は契約者に対して契約者識別番号を付与します。但し、契約者識別番号の付与は、契約者が本サービスを継続的に利用できることを保証することを意味するものではありません。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由(技術上の理由を含みますが、これに限られません。)があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。

第3.5条 アカウント

1. 本サービスを利用するためには、契約者は、有効な電子メールアドレスに関連づけたアカウント(以下、「ソラコムアカウント」又は単に「アカウント」といいます。)を作成しなければなりません。本規約で明示的に認められている場合を除き、契約者は一つの電子メールアドレスにつき、一つのソラコムアカウントのみ作成することができます。
2. 当社は、契約者に対し、前項に基づき作成されるソラコムアカウントに当社が提供するシステムにログインするためのIDであるログインID(以下、「本ログインID」といいます。)及びログインパスワード(以下、「本ログインパスワード」といいます。)を付与します。
3. 契約者は、自己の責任において本ログインID及び本ログインパスワードを管理するものとし、本ログインID及び本ログインパスワードを第三者に貸与、譲渡若しくは使用許諾又は第三者の利益のために使用してはならないものとします。また、契約者は、ソラコムアカウントの不正使用若しくはそのおそれを認識した場合又はソラコムアカウント情報の紛失若しくは盗難があった場合、直ちに当社にその旨通知するものとします。
契約者は、自らのソラコムアカウントに基づき生じるあらゆる事象につき、かかる事象が契約者、契約者の役員若しくは従業員、又は第三者による不正使用若しくは誤使用のいずれによるものかを問わず一切の責任を負うものとし、当社は何らの責任も負担しないものとします。また、かかるソラコムアカウントの使用に基づき当社に損害が発生した場合、契約者は当社に対し、当該損害を賠償しなければならないものとします。

第4章 契約者の変更等

第4.1条 契約者の氏名等の変更の届出

1. 契約者は、氏名及び住所又は居所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、電子メールアドレス、請求書の送付先、当社に届け出たクレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったとき又はかかる変更の予定を認識したときは、当社に対し、直ちに当該変更の内容について通知するものとします。
2. 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
3. 契約者が第1項に規定する変更を当社に届け出ないときは、当社が契約者から届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所への郵送あるいは電子メールアドレスへの電子メールの送信を行った場合は、当該通知は契約者に対して行われたものとみなします。

第4.2条 名義変更(契約上の地位の移転又は承継)

1. 契約者は、本条に定める場合を除き、本サービス又はSORACOMシステムの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、再使用許諾、質権その他担保に供する等の行為をすることはできません。
2. 契約者が死亡した場合、その契約者の法定相続人(相続人が複数あるときは、最初に申し出た相続人)は、当社が定める手続きに従い当社に届け出ることにより、引き続き本契約に係る本サービス(当社が別途定めるものに限ります。)を受ける権利を承継することができます。この場合、当該相続人は、契約者の本契約上の地位(契約者の本契約上の義務を含みます。)を引き継ぐものとします。

第5章 利用の制限、中断、中止及び停止等

第5.1条 利用の制限

当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者に対する本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を停止又は制限することができます。

- (1) 料金支払その他の本契約に基づく債務について、履行を遅滞したとき
- (2) 契約者が当社に対し虚偽の事実を通知したとき
- (3) 契約者が第10.1条(禁止行為)の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (4) 第3.2条(申込の承諾)第2項に定める申込の拒絶事由に該当するとき。
- (5) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき。

第5.2条 サービス利用の一時中断

当社は、契約者から請求があったときは、本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の利用の一時中断(その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行います。但し、一時中断の期間は1年を超えることはできず、かかる期間経過後は、当社は契約者のソラコムアカウントその他の契約者情報を保管、維持又は提供する義務を負いません。

第5.3条 サービスの提供中止

1. 当社は、次の場合には本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の提供を中止することができます。
 - (1) 当社の電気通信設備又はシステムの保守上又は工事のためにやむを得ないとき。
 - (2) 提供元が当社への基幹サービスの提供を停止するとき。
 - (3) 第3.4条(契約者識別番号)第2項の規定により、契約者識別番号を変更するとき。
 - (4) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合
2. 当社は、前項の規定により本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを当社のウェブサイト等において掲示します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5.4条 サービスの廃止

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の全部又は一部を廃止することがあります。

- (1) 廃止日の30日前までに契約者に通知した場合
- (2) 技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合
- (3) 当社と提供元との間の本サービス用設備等に関する契約の終了その他本サービス用設備等の提供を当社が受けることができない場合
- (4) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

第6章 契約の解除

第6.1条 契約者が行う契約の解除

1. 契約者は、当社に対し、当社所定の方式により通知をすることにより、本契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当社が予め定める日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、第5.1条(利用の制限)又は第5.3条(サービスの提供中止)第1項の事由が生じたことにより本サービス及びこれに付帯するサービスを利用することができなくなった場合は、契約者は、当社に通知することにより、当社が当該通知を受領した日をもって本契約を解除することができます。

第6.2条 当社が行う契約の解除

1. 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができます。その場合、当社は、合理的な時期に契約者にその旨を通知します。
 - (1) 第5.1条(利用の制限)の規定により本サービスの提供を停止された契約者が、なお当該利用停止の原因事実を解消しないとき。
 - (2) 第5.1条(利用の制限)各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が判断したとき。
 - (3) 当社と提供元との間の基幹サービスの提供に関する契約が解除されたとき。
2. 第5.4条(サービスの廃止)の規定により契約者が利用する本サービスの全部が廃止されたときは、当該廃止の日の本契約が解除されたものとします。

第7章 責務等

第7.1条 守秘義務

1. 当社及び申込者(本契約の締結後は契約者。本条において同じとします)は、第3.1条(申込の方法)に基づく申込以降、本サービスの提供のため相手方より開示を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、開示の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下、「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から開示を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本条に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず開示された情報
2. 前項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方より開示を受けた秘密情報を本サービスの提供の目的の範囲内でのみ使用し、本サービスの提供のために必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下、本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下、本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービスの提供のために必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。
5. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、当社の関係会社及び再委託先に対して、本サービスの提供のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は当該関係会社及び再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。また、再委託先が更に再委託(以下、「再々委託」といいます。)をする場合において、再委託先が必要と認めた場合には、当該再々委託先に対して、再々委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は、再委託先をして、当該再々委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の開示を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(本条第4項に基

づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。ただし、法令等により保管が義務付けられている場合はこの限りではありません。

7. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

第7.2条 信用の維持

契約者は、本サービス及びこれに付帯するサービス又は機能の使用にあたり、当社の信用を損なう行為を行わないように努めるものとします。

第7.3条 必要事項の通知

1. 契約者は、第11.5条(期限の利益喪失)第(2)号乃至第(6)号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに当社に対して書面により通知することとします。
2. 契約者は、第10.1条(禁止行為)第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、契約者に対して、契約者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあり、この場合は第3.2条(申込の承諾)第1項の規定を準用します。
4. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかが発生した場合、当該事実を発生後速やかに契約者に対して通知することとします。
 - (1) 電気通信事業の休止若しくは廃止
 - (2) 電気通信事業を行うために必要となる登録、届出等の監督官庁による取消し
 - (3) 第5.1条(利用の制限)に基づく本サービスの利用制限
 - (4) 本サービスの提供条件に影響を及ぼす電気通信設備の変更、増設又は廃止
 - (5) 当社の解散

第7.4条 自己責任の原則

1. 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
2. 本サービスを利用して契約者が提供する製品、サービス又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社又は提供元はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。
3. 契約者は、第10.1条(禁止行為)に関し、当社若しくは提供元、又は当社若しくは提供元が通信回線を借り受ける電気通信事業者(以下「当社等」といいます。)から、契約者名、配信コンテンツの内容、受信者からの許諾取得方法、その他当社等が必要と認める事項の開示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。
4. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社等に損害を与えた場合、当社等に対して、当損害の賠償を行うものとします。

第7.5条 本サービス利用のための設備設定・維持

1. 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備(本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアをいいます。以下同じとします。)を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。
3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具

合がある場合、当社及び提供元は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社及び提供元は、当社又は提供元が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等 必要な行為を行うことができます。

第7.6条 バックアップ

契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第8章 契約者による第三者への提供の禁止

第8.1条 サービスの第三者への提供の禁止

契約者は、別途当社から書面による事前の許諾がない限り、本サービスを再販売、再許諾その他の方法により第三者に対して提供することはできません。

第9章 SORACOMシステムの利用

第9.1条 SORACOMシステムの提供

当社は、契約者に対し、当社サービスを管理するコンソールシステム及び本サービスの利用のためのAPI(以下、総称して「SORACOMシステム」といいます。)を、WEBサイト(以下、「SORACOMサイト」といいます。)を通じて提供します。

第9.2条 SORACOMサイトへの接続

契約者がSORACOMサイトへ接続する場合、契約者が自らの費用と責任で行うものとします。SORACOMサイトへの接続中、回線・無線LANの環境等の不具合で接続が中断した場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第9.3条 SORACOMシステムの利用条件

1. 契約者は、法令等を遵守し、善良な管理者の注意をもって通常の用法に従って、本サービスを使用するためにのみSORACOMシステムを利用するものとします。
2. 当社は、契約者に事前に連絡することなく、SORACOMシステムにより提供される情報(以下、「SORACOM提供情報」といいます。)の内容その他のSORACOMシステムの内容を変更することができます。当該変更が重要なものである場合は、当社は、契約者に対して事前に通知します。

第10章 禁止行為

第10.1条 禁止行為

本規約の他の規定において定めるものに加え、契約者は、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- (1) 本サービスを、本サービスを利用して契約者が提供する製品、サービスのユーザーを認証する以外の目的で利用すること
- (2) SORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部の第三者への譲渡、承継、転貸、質権その他担保に供する等の行為
- (3) 当社から書面による事前の許諾を得ずして、本サービスを再販売、再許諾その他の方

- 法により第三者に対して提供すること
- (4) 第三者の使用に供するためにSORACOMシステムの利用者資格を含むSORACOM提供情報の全部若しくは一部を複製すること。
 - (5) 第三者にSORACOMシステム及びSORACOM提供情報を取扱わせること。
 - (6) SORACOM提供情報を改変又は改竄すること。
 - (7) 第三者が提供する商品又はサービスに対してSORACOM提供情報を利用すること。
 - (8) SORACOM提供情報を基にして知的財産権を出願すること。
 - (9) 不正なアクセス、コンピューターウイルス等を用いてSORACOM提供情報を格納するサーバーに対して攻撃を行うこと。
 - (10) SORACOMシステムに対し、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他一切の解析を行うこと。
 - (11) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (12) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
 - (13) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (14) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (15) その他法令又は本規約等に違反する行為を行うこと。
 - (16) ソラコムアカウントを濫用的に複数作成すること
 - (1) 前各号の行為を第三者に行わせること。

第11章 料金等

第11.1条 サービス利用料

本サービスの料金(以下、「本サービス料金」といいます。)の額及び計算方法等は、当社が別途定める料金表(以下、「本料金表」といいます。)に定めるところによります。

第11.2条 サービス利用料の支払義務

1. 契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から、本料金表に規定する本サービス料金を支払う義務を負います。
2. 契約者が、付加機能の提供を受ける場合、かかる付加機能の提供開始日から、本料金表に規定するかかる付加機能の料金を支払う義務を負います。
3. 契約者は、本契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始して以降は、第5.1条(利用の制限)、第5.2条(サービス利用の一時中断)又は第5.3条(サービスの提供中止)により本サービスを利用することができない又は利用しない状態が生じたときであっても、本サービス料金を支払う義務を負います。

第11.3条 サービス利用料の支払方法

契約者は、本サービス料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第11.4条 延滞利息

契約者は、本サービス料金その他の本契約に基づく支払債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

第11.5条 期限の利益喪失

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、当社に対して負担する本サービス料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその本

サービス料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。また、以下の各号に定める事由が解消されない限り、当該事由が発生したのちに発生する債務については、契約者は、当社から請求があれば直ちに弁済しなければならないものとします。

- (1) 契約者が支払不能に陥ったと当社が認めたとき。
- (2) 契約者について、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他法令に基づく倒産処理手続が開始されたとき。
- (3) 契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 契約者の資産について、仮差押え、仮処分、仮登記仮処分、保全差押え、差押え、強制執行、保全処分、競売申立又は滞納処分の命令若しくは通知が発送されたとき
- (5) 契約者について電気通信事業の登録又は届出が取り消されたとき。
- (6) 契約者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (7) 契約者の所在が不明なとき。
- (8) その他契約者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合

第12章 知的財産

第12.1条 知的財産権

本サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産及び実証実験のデータその他の記録は当社に帰属するものであり、本規約、本サービス、SORACOMシステム又はこれらに付帯するサービス又は機能の提供の過程での当社による契約者に対する情報の開示は、明示、黙示を問わず、いかなる意味においても、当社の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウその他一切の知的財産に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、又は譲渡を構成するものではありません。

第13章 保証の否認

第13.1条 保証の否認

契約者は、本サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能は現状のままで提供されることに合意するものとします。当社は、提供される本サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能に関し、品質、サービスが中断されないこと、誤りがなく、第三者の権利を侵害しないこと、特定目的への適合性の保証を含め、明示であると黙示であるとを問わず、いかなる種類の表明も保証も行いません。

第14章 補償

第14.1条 補償

当社及び契約者は、本規約に定める義務に違反したことにより相手方に損害を与えた場合には、本規約に別途定める場合を除き、当該義務違反により相手方が被った損害を賠償する責任を負うものとします。

第14.2条 責任の制限

1. 当社は、第三者の責めに帰すべき事由によって本サービス、SORACOMシステム、SORACOM提供情報及びこれらに付帯するサービス又は機能が利用不能となった場合、責任を負わないものとします。
2. 当社は、天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力により契約者に発生した損害につき、責任を負わないものとします。
3. 当社は、当社又は提供元が定めるガイドライン・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して生じた損害につき責任を負わないものとします。

4. 当社は、再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合、契約者に発生した損害につき責任を負わないものとします。
5. 当社は、刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分により契約者に発生した損害につき、責任を負わないものとします。
6. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により本サービスが、当社が利用不能となったことを認識してから24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)、継続して完全に利用不能となった場合において、契約者から請求があった場合、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を24で除した日数(小数点以下の端数は、切り捨てます。)に応じた本サービス料金額(日額、月額基本料金など、一定の期間に対して課金される料金に限り、従量制の料金や一定の行為の回数に応じて課金される料金を除きます。)を、当該契約者に対する請求額から減額します。ただし、契約者が利用不能となったことを知った日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。
7. 事由の如何を問わず、当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合、当該損害が発生した日が属する月の月額の本サービス料金を上限とします。
8. 前各項の規定にかかわらず、提供元の帰責事由による本サービスの利用不能の場合には、当社は、提供元から受領した損害賠償額を限度として契約者に生じた損害(但し、現実が発生した通常損害に限られ、逸失利益、間接損害は含みません。)につき責任を負います。
9. 当社は、本サービスの提供が行われなかったことによる逸失利益及び契約者の顧客その他の第三者から契約者への問合せ対応、故障修理の請求等その他の苦情の受付又は対応等に要した費用等について一切責任を負わないものとし、契約者はかかる逸失利益又は費用等を当社へ請求しないものとします。
10. 電気通信設備又はシステムの修理、復旧等に当たって、その電気通信設備又はシステムに記憶されている内容等が変化又は消失することがあります。当社はかかる変化又は消失につき責任を負いません。
11. 前各項による当社の損害賠償責任の制限は、当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合には適用しないものとします。

第15章 雑則

第15.1条 約款の揭示

当社は、最新の本規約を当社のウェブサイトにおいて揭示することとします。

第15.2条 プライバシーポリシー

当社は、契約者に関する個人情報の取扱いに関する方針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のウェブサイトにおいて公表します。

第15.3条 通信キャリアへの情報の通知

契約者は、SMSの送信を行った場合であって、そのSMSの送信先の電気通信回線を保有又は運用する通信キャリアが、その通信キャリアの利用者からの申出に基づき、そのSMSの送信をその通信キャリアが規定する禁止行為に該当すると判断したときは、その通信キャリアが当社及び当社以外の通信キャリアへ、かかる契約者の契約者識別番号、当該SMSの受信時刻及び当該SMSの内容等の当該SMSに関する情報を通知することに予め同意するものとします。

第15.4条 反社会的勢力の排除

1. 当社及び契約者は、自己が反社会的勢力(「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)」において、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である旨定められている「反社会的勢力」、以下同じとします。)又は次のいずれかに該当する者(以下併せて「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないことを表明及び保証し、現在及び将来において反社会的勢力

又は次の事項に該当しないことを確約するものとします。

- (1) 役員等(役員のほか、支配人、営業所の代表者その他いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有するものをいい、非常勤の者を含みます。)に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含みます。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行なうおそれがある者(以下「暴力団関係者」といいます。)がいること。
 - (2) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者(以下これら三者を「暴力団等」と総称します。)が経営に関与していること。
 - (3) 暴力団等から名目を問わず資金提供、出資などの便益を受けていること。
 - (4) 暴力団等に対し名目を問わず資金の供給などの便益を供与していること。
 - (5) 反社会的勢力との間に、利用、協力、交際など社会的に非難されるべき関係を有していること。
2. 当社又は契約者が、相手方が第1項の規定に反すると疑う事実のあるときは、相手方に対し当該事項に関する報告を求めることができ、報告を求められた相手方は指定された期日までに報告書を提出するものとします。
 3. 当社又は契約者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、即時本契約を解除し、解除によって生じた損害を相手方に請求することができるものとします。
 - (1) 第1項の表明、保証又は確約に反し、又は反すると疑うに足る相当の理由があるとき。
 - (2) 第2項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したとき。

第15.5条 分離可能性

本規約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本規約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈されるものとします。

第15.6条 合意管轄

本契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15.7条 準拠法

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。